

テレビジョン受信機製造事業者またはその他関係者各位：

米国環境保護庁（EPA）は、ENERGY STAR®テレビジョン受信機基準バージョン 6.1 に関して重要な報告を 2 件行う。

### 試験に必要な台数

テレビジョン受信機基準バージョン 6.1 は米国エネルギー省（DOE）によるテレビジョン最終規定（DOE Final Rule）を用い、製造事業者は 10CFR パート 429.25 に定義されたサンプル要求による 1 つの代表機種又は製品群の試験と測定データの報告のオプションがある。バージョン 6.1 ENERGY STAR®テレビジョン受信機基準では、この変更をただちに取り込むこととなった。セクション 4.4 「試験に必要な台数」の項において、下記のように訂正する。（他は訂正無し）

4.4.2 ENERGY STAR 適合の代表モデルは、以下のいずれかのユニットを選定する。

i. 代表モデルとして試験されたもの

ii. 10CFR パート 429.11 を参照に、10CFR パート 429.25 に定義されたユニット

検証試験においては、CB（認証機関）は Directive 2011-04 Test Sample Sizes and Determining Testing Failures. のアウトラインにあるよう、試験の台数を決めること。当該指針では、適合検査方法と確認検査方法が一致する製品を必要としている。

### バージョン 6.1 データの EPA への届出

DOE 最終規定によるテレビジョン受信機器基準バージョンの適合においては、既存のテレビジョン受像機器 6 をウェブ上でアップデートして 6.1 とし、赤字で表示する。製造事業者の責務として機器の代表モデルは DOE 最終規定に従う（2014 年 4 月 23 日以降）こととするが、テレビジョン受像機器が DOE 最終規定により試験されている場合は、CB はバージョン 6.1 のデータを添付データ入力票に示すとおりに収集すること。EPA は各 CB に 4 月後半のウェブ更新の際、通知する。

その間、CB が既存のバージョン 6 を用いてバージョン 6.1 のモデルを届出する場合もある。DOE 最終規定で報告される年間エネルギー使用量(kWh)について、CB は推計年間エネルギー使用量(kWh/年)を届出データとして使用してもよい。CB はメモ欄に DOE テレビジョンセット最終規定テストを使用し、テストされたことを記すこと。他の項目についても、6.1 の届出の際、データ入力票への収集を行うこと。バージョン 6.1 のウェブ表示が可能となったら、CB は、DOE 最終規定によってテストされたバージョン 6.1 のデータを届出しなければならない。

テレビジョンバージョン 6.1 に関する質問は Certification@energystar.gov. まで ENERGY STAR への継続的な協力を感謝する。